

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H17.3.31まで	H16.5.17 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 平松武在(ニジェ ール臨時代理大使(コ ートジボワールにて兼 轄)) ニジェール側 アダム・ア ラ デイ(在コートジボワ ール大使)	H17.5.24 301号
ニジェール	サレゾール地方ギニアオーム 撲滅対策飲料水計画のための贈 与に関する日本国政府とニジェ ール共和国政府との間の交換公 文	サレゾール地方ギニアオーム撲滅対策飲料水計画 を実施するために必要な 1. 給水関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役 務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	814,000千円 (H16年度 142,000千円) H17.3.31まで (H17年度 241,000千円) H18.3.31まで (H18年度 431,000千円) H19.3.31まで	H16.6.29 ニアメ で (同日)	日本側 黒川祐次在(ニジェ ール大使) ニジェール側 サニ・ゴ ニ ミ外務・協力省政務次官	H16.12.27 827号
ニジェール	ドソソ県・タウア県小学校建設 計画のための贈与に関する日本 国政府とニジェール共和国政府 との間の交換公文	ドソソ県・タウア県小学校建設計画を実施するため に必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	326,000千円 H17.3.31まで	H16.6.29 ニアメ で (同日)	日本側 黒川祐次在(ニジェ ール大使) ニジェール側 サニ・ゴ ニ ミ外務・協力省政務次官	H17.5.24 299号
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H18.2.24まで	H17.2.25 アビジャ ン(コート ジボラー ル)で (同日)	日本側 平松武在(ニジェ ール臨時代理大使(コ ートジボワールにて兼 轄)) ニジェール側 アダム・ア ラ デイ(在コートジボワ ール大使)	H17.6.29 539号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧増産援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H17.2.25 アビジヤン(コートジボワール)で (同日)	日本側 平松武在(ニジェール臨時大使(兼轄)) ジボワール側 アダム・アラブドゥラレイ・ダン・アラニ ニジェール大使	H17.8.1 718号
ニジェール	ニジェール国営ラジオ・テレビ局番組ソフト及び放送機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	ニジェール国営ラジオ・テレビ局番組ソフト及び放送機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	40,300千円 H18.3.31まで	H17.10.14 アビジヤン(コートジボワール)で (同日)	日本側 北川洋在(ニジェール臨時大使(兼轄)) ジボワール側 アガダ・ガ ニジェール側 アガダ・ガ ニジェール臨時代理大使	H17.11.2 1032号
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	410,000千円 H18.11.24まで	H17.11.25 アビジヤン(コートジボワール)で (同日)	日本側 平松武在(ニジェール臨時大使(兼轄)) ジボワール側 アガダ・ガ ニジェール側 アガダ・ガ ニジェール臨時代理大使	H17.12.8 1140号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 口付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。